

平成26年5月吉日



弁護士法人

新潟第一法律事務所

Niigata Daiichi Law Office

(新潟県弁護士会所属)

新潟市中央区新光町10-2

技術士センタービル7階

【お問合せ・お申込先】

電話 025-280-1111

「労働災害って、具体的にどういうもの？」
 「労働災害が起きてからすぐにすべき事は？」
 「労災保険では、どのような給付が受けられる？」
 「労災保険給付の手続の流れは？」
 「もしも労災を隠したらどうなる？」

・・・少しでも興味を持たれた方は是非どうぞ！

ミニ・セミナーのご案内

「事業者のための労働災害対応と労災保険の手続」

拝啓 青葉の候、皆様方におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

今回のミニセミナーは、「**労災保険**」がテーマです。労災保険は、労働災害が起こった場合の労働者への金銭的補償を確実にするための制度であり、事業者が保険料を負担して、労働災害発生の場合に労働者に対して保険給付がなされるものです。

労働災害は、作業中に怪我をしたというような典型的な場合の他にも、業務上疾病（うつなどの精神的障害を含む。）や通勤災害なども対象となりますので、様々な職種において発生する可能性があります。いざというときにも慌てることのないよう、労働災害が発生した場合の適切な対応や、労災保険の制度、保険給付の手続などについて、当事務所の海津弁護士が解説いたします（講演後の質疑も承ります）。

参加ご希望の方は、本用紙に所定事項を記入の上、FAXにて6月23日（月）までにお申込み下さい（先着20名様限定）。なお、参加費は当日、会場にて申し受けます。 敬具

〈講師〉 弁護士 **海津 諭**（かいづ さとる・燕三条事務所所属）

〈日時〉 平成26年6月24日（火） 午後3時～4時30分

〈会場〉 技術士センタービル I-8階 B会議室
新潟市中央区新光町10-2（県庁近く）＊駐車場あり

〈対象者〉 中小企業の事業主様・総務・人事労務担当者様

〈参加費〉 2,000円（税込み）お二人目からは1,000円

～お知らせ～ 次回のミニ・セミナーは、7月17日（火）午後3時～を予定しています。

「**税制改正後の相続に備えるために、今必要なこと**」 講師：税理士渡辺日奈子先生・弁護士角家理佳

FAX (025) 280-1552 【事業者のための「労働災害対応と労災保険の手続」セミナー申込用紙】

事業所名・ 参加者氏名			
住所	(〒 -)		
質問事項			
電話		FAX	

♪ミニ・セミナーのご案内について♪ [今後も案内を送ってよい・今後の案内は不要]